

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）農地の所在等

所在	地番	地目	面積
北上市下江釣子10地割	44番1	田	3,469 m ²
北上市下江釣子10地割	113番	田	2,920

（2）利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和5年11月15日	5年間	95,835円

（3）利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田 幹也 盛岡市神明町7番5号

（4）農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和5年6月30日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申し出はなかった。

（5）補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局花巻支局に補償金を供託する。

（6）その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局花巻支局において、補償金の還付を受けることができる。

2（1）農地の所在等

所在	地番	地目	面積
盛岡市中太田吉原	107番	田	946 m ²

（2）利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和5年11月15日	5年間	14,190円

（3）利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 上田 幹也 盛岡市神明町7番5号

（4）農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和5年6月30日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申し出はなかった。

（5）補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局に補償金を供託する。

（6）その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。